# 収入保険制度の実施

## 【令和4年度予算概算決定額 18,418(17,695)百万円】

## く対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする収入保 険制度を実施します。

### く事業目標>

収入保険の加入経営体数の増加(10万経営体「令和4年度まで」)

## く事業の内容>

#### 1. 農業経営収入保険料・特約補てん金の国庫負担

15,887(15,830)百万円

- ① 農業経営収入保険料国庫負担金 保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金 積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が 負担します。
- 2. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,855(1,472)百万円 収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会(全国連合会)に 対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費(人件費、旅費、システム 運営費、業務委託費等) の1/2以内を国が負担します。

#### 3. 収入保険加入推進支援事業

676 (393) 百万円

全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会など の関係機関が推進体制(都道府県協議会)を構築して取り組む、青色申告の実 施の働きかけを含めた、収入保険の加入推進活動を支援します。

#### く事業の流れ>



保険料·積立金·付加保険料

農業者 都道府県 協議会

(1、2の事業)

(3の事業)

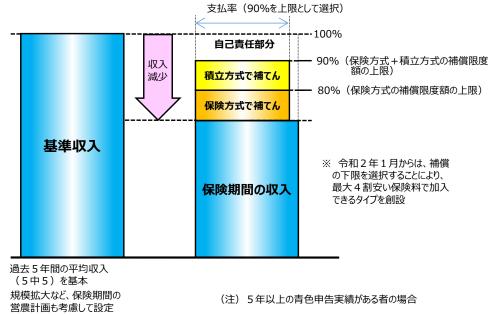
く事業イメージン

【収入保険制度の什組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格 低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者(個人・法人)を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回っ た額の9割(支払率)について、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てと ならない積立方式(特約補てん金)」の組合せで補てんします。



[お問い合わせ先] 経営局保険課(03-6744-7147)